資料８

令和７年１月３１日

第５次犯罪被害者等基本計画の要望事項、論点項目について

犯罪被害者等施策推進会議専門委員
假　　谷　　実

第１　資料３「第４次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況に対する意見・評価」について

以下、冒頭の番号は、同資料左欄の「要望番号」である。

（１）１番、３番　民事法律扶助の償還義務免除／早期返金について

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

現在策定中の被害者弁護士制度の対応範囲に関し、要望があることを踏まえて、よりよい制度の構築を進める、等の記載にしていただきたい。なお、資料４－２の要望番号２０番も同様。

（２）６番　公判記録の閲覧謄写

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

公判記録の閲覧謄写について、「被害者参加の対象となる事件において」との記載があるのは、「被害者参加の対象となる事件はもちろんそうでない事件についても、個々の検察官の判断により」等と記載を修正できないか。

（３）７番　不起訴記録（１１０～１１３番が関連）

【論点として検討されたい】

交通重大事故の不起訴の場合、被疑者が心身喪失で不起訴の場合について、全般的に不起訴記録（鑑定書を含む）を開示するよう案文に盛り込んで欲しい。現状それが難しいようであれば、論点として検討されたい。

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

また、「検察官において、法令に従い、事案に応じ、不起訴記録の閲覧謄写の可否を含め、適切に対処する」との記載にされたい。

（４）２０番　犯給金の範囲拡張

【論点として検討されたい】

犯給制度の在り方・財源とも関わる問題であり、犯給制度／立替金の論点と包括して検討してもらいたい。

（５）２２番　凍結口座からの被害回復

今回の検討会では、時間の都合等からテーマにできなくてもやむを得ないと考えるが、振込詐欺被害者救済のため、重要な問題であり、次回以降の検討課題にされたい。

（６）２４、２５番　国外犯

【論点として検討されたい】

犯給制度の在り方・財源とも関わる問題であり、昨年の犯給制度の大幅増額から取り残されており、改正の要請は高い。犯給制度／立替金の論点と包括して検討してもらいたい。

この点、対応策に「事実関係の調査や認定等の困難さ」が指摘されているが、日本に移送されて日本で裁判が開かれるものについては当たらない。少なくともそれらについては、犯給金の対象とすることも論点としてされたい。

（７）２９番

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

女性相談員の数の記載ができないか

（８）３０番　メールマガジンの登録

【質問】

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、新あすの会、つかぐ会、にじの会も要請した場合は、登録可能ですか。

（９）３１～３６番

今回の検討会では、時間の都合等からテーマにできなくてもやむを得ないと考えるが、要するに被害者に特化した施策はないということではないか。被害者のための施策を検討して記載することを検討されたい。

なお、３４番に、「全国のネットワーク」活用とあるのは、全国被害者支援ネットワークではないと思われるが、同組織への求人募集の連絡や活用なども被害者特化施策になり得るのではないか。

（１０）３７番

【論点として検討されたい】

人事院（公務員）において制度が導入できるよう論点に挙げられたい。

（１１）４７番

今回の検討会では、時間の都合等からテーマにできなくてもやむを得ないと考えるが、実態把握するようにしてもらいたい。被害者施策の検討の前提として、統計がとれるように検討されたい。

（１２）５３番

今回の検討会では、時間の都合等からテーマにできなくてもやむを得ないと考えるが、研修の実施回数や、人員数など、具体的な数を明らかにされたい。被害者施策の検討の前提として、統計がとれるように検討されたい。

（１３）５９番

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

一般の病院で案内するための施策を検討についての回答がないのではない。

（１４）６５番

【論点として検討されたい】

３について、死刑囚の被害者通知制度を論点とされたい。懲役刑でないとしても、例えば、教誨の状況や、再審請求の有無、「特異動向」のようなものについて、通知を検討されたい。

（１５）６７番

今回の検討会では、時間の都合等からテーマにできなくてもやむを得ないと考えるが、被害者施策の検討の前提として、統計がとれるように検討されたい。

【論点として検討されたい】

「特異動向」については、被害者通知に含めることの検討を求めたい。

（１６）６９番

【案文検討されたい】

弁護士が含まれているのであれば、案文に記載してもよいのではないか。制度としては、引き続き検討されたい。被害者施策の検討の前提として、統計がとれるように検討されたい。

（１７）７０番

今回の検討会では、時間の都合等からテーマにできなくてもやむを得ないと考えるが、被害者施策の検討の前提として、統計がとれるように検討されたい。

（１８）７３番　支援措置の更新

【論点として検討されたい】

支援措置については、特に弁護士の関与が受任事件終了に伴い終わることがあり、１年の更新を忘れることもある。期限少し前に、少なくとも更新するかどうかのお知らせはしてもらえるよう、自治体への働きかけをすることを検討してもらいたい。

（１９）７４番　支援措置更新の手続き簡略化

【論点として検討されたい】

「なりすましの危険」などが記載されているが、警察やワンストップセンターの証明が求められる場合もあり、そのような場合には、理由になっていない。一定の要件のもと、手続き簡略化が図れる場合には図るよう、自治体への働きかけをすることも検討してもらいたい。

（２０）７５番

【質問】令和５年２月１３日付け通達はいただけますか。

（２１）７６番　報道

【論点として検討されたい】

被害者遺族にとっては、きわめて重大な問題である。報道機関も注視しているところであり、議論していただきたい。

（２２）８６番

【論点として検討されたい】

ストーカーの法定刑について引き上げられたのは平成２８年と指摘があるが、１０年近く前である。その後、性犯罪の厳罰化等の改正もあり、ストーカーの法定刑を見直す議論は必要である。なお、警察庁及び法務省が連携して対応していただきたい。

（２３）９０番

今回の検討会では、時間の都合等からテーマにできなくてもやむを得ないと考えるが、被害者施策の検討の前提として、統計がとれるように検討されたい。

（２４）９１番

今回の検討会では、時間の都合等からテーマにできなくてもやむを得ないと考えるが、被害者施策の検討の前提として、統計がとれるように検討されたい。

（２５）９４番　民生委員も児童委員向け講師派遣

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

今回の検討会では、時間の都合等からテーマにできなくてもやむを得ないと考えるが、厚労省において、「要望を踏まえ検討する」といった記載に修文できないのか。

（２６）９６番

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

裁判所に要望があることを伝える、適切な法廷設備の整備の対応を促す、といったこともできないか。また、実際の事例としては、偏面的遮へいの実施のために、通常のパーテーション２枚をわずかな隙間を設けて設置する例や、手製のスリット付きボードを設置する例もある。

（２７）９８番

【案文検討されたい】　or　【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

案文には、弁護士がついているときなどには、個々の検察官の判断によって、起訴状を交付する例もあり得る旨記載してもらいたい。

（２８）９９番

【案文検討されたい】　or　【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

案文には、不起訴事案、控訴審についても実施していることが分かるように記載してほしい。

（２９）１０４番　少年事件の説明

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

家裁送致された場合にどういうことができるかなどを検察官から説明してほしいが、家裁送致時に、家裁からの説明を希望している旨の通知などできるのではないか。また、被害者支援弁護士制度のことも触れた記載にもできるのではないか。

（３０）１０５番　少年事件の傍聴等

【論点として検討されたい】

少年事件の被害者遺族にとっては、審判傍聴、審判傍聴における質問の機会の創設は、事件の真相を知り、加害者の説明を聞くことができる、ほぼ唯一の重要な制度である。制度を検討してもらいたい。

（３１）１０８番　不起訴の説明

【案文検討されたい】　or　【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

案文には、特に被疑者が心身喪失で不起訴になってしまう場合、個々の検察官の判断によって、鑑定留置時の医師の鑑定書の内容に踏み込んで十分な説明をすることもあり得る旨記載されたい。

７番参照

（３２）１１０番　不起訴の説明

【案文検討されたい】　or　【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

検察官からの十分な説明が尽くされるに当たり、必要に応じ、個々の検察官の判断によって、供述証拠の内容に踏み込んだ説明が行われることもあり得る旨記載されたい。７番参照

（３３）１１１番

【論点として検討されたい】

７番参照

（３４）１１２番、１１３番

【論点として検討されたい】

７番参照

（３５）１２９番、１３０番

論点検討にあたり、働きかけを行う、「公益社団法人日本社会福祉士会等の職能団体」の「等」はどのような団体かも明らかにされたい。

（３６）１３１番

指定被害者支援要員の活用、体制構築については適切な支援に努めているとのことであり、引き続き進められたいが、「指定被害者支援要員」については、おそらく対被害者との関係でも名乗られないのではないか、実態の把握がしづらい面がある。どういうことを行っているのか明らかにされたい。

（３７）１３３番　保護司研修

論点検討に当たっては、具体的な研修の内容及び研修の実施状況も踏まえられたい。

（３８）１４５番、１４６番　報道

【論点として検討されたい】

７６番

第２　資料４－２「第４次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する国民からの要望・意見」について

（１）２０番、２１番　法テラス／被害者支援弁護士制度

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

現在策定中の被害者弁護士制度の対応範囲に関し、要望があることを踏まえて、よりよい制度の構築を進める、等の記載にしていただきたい。なお、資料３の要望番号１，３番も同様。

（２）２３番　資力要件

【論点として検討されたい】

１審参加時には国選を利用できても、控訴審までに犯給金が支給され、控訴審・上告審の国選参加に影響を生じる場合がある。犯給金は、それを弁護士費用に充てることは想定されていないはずである。資力要件に当たっては、犯給金を除外するなど検討されたい。

なお、被害者支援弁護士制度は、いったん資力要件を満たせば、控訴審・上告審含め、要件をみたすことになるのか。

（３）３２番　２４時間法律相談体制

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

「日弁連・弁護士会に指導できず」との指摘だが、要望があったことを日弁連・弁護士会へ通知してもいいのではないか。また、法テラスにおいて実施可能ではないか。

（４）３３番　委託援助資力要件

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

要望があったことを日弁連へ通知してもいいのではないか。

（５）３６番　時効の撤廃

今回の検討会では、時間の都合等からテーマにできなくてもやむを得ないと考えるが、引き続き、検討されたい。

（６）３７番

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

今回の検討会では、時間の都合等からテーマにできなくても、加害者が心神喪失の場合の責任の負い方について、国民の声をききつつ、国民の声を調査し、それを踏まえた改正検討につなげていっていただきたい。

なお、一般市民が選出される検察審査会で起訴不当との判断が出ている例が相当数存する。統計をとるなどして、改正に向けた調査検討を開始されたい。また、回答資料の記載ぶりは、ご希望があることを踏まえ、今後あるべき制度設計を検討するぐらいの記載にはされたい。

（７）３８番

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

「被害者支援弁護士制度もできるので、弁護士とよく相談するように、検察官からも周知する。」といった記載できないか。

（８）４０番　損害賠償命令

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

「裁判所は個別の事件においてこのような趣旨を考慮して、民事訴訟への移行について判断をしている」のところに、

「単に刑事事件で否認していた、という理由では移行の理由にならないのは自明だが、」など盛り込めないか。

裁判所へ要望を通知するといった記述を検討されたい。

（９）４３番　口座凍結

振込詐欺口座凍結は、一定の被害回復に向けた資産の回収の実効性があり、成果が上がっている。被害の早期回復のために、今後同様の制度を求めたい。要望があることは踏まえ、今後検討する、といった記載はできないか。

（１０）５３番　性被害者犯給金

【論点として検討されたい】

犯給制度の在り方・財源とも関わる問題であり、犯給制度／立替金の論点と包括して検討してもらいたい。

（１１）５４番　国外犯（資料３の２４、２５番、資料４－２の５４番、８９番）

【論点】

資料３の２４、２５番参照

（１２）５５番

【論点として検討されたい】

犯給制度の在り方・財源とも関わる問題であり、犯給制度／立替金の論点と包括して検討してもらいたい。

（１３）５８番

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

昨年の改正がされたので、次の見直しのときには実績を踏まえ、見直し検討されたい。要望があることを踏まえ、引き続き、必要性踏まえ議論をしていきたい、といった記載できないか。

（１４）６２番　犯給制度運用組織

【論点として検討されたい】

今後、会計検査院の指摘も踏まえ、求償を実効的に行っていく上で、別組織としての被害者庁の要否、立ち上げも検討されたい。

（１５）６４番　シングルマザー犯給金受給

【論点として検討されたい】

せめて決められた養育費をはらってない等の状況がある場合、その部分を調整することができないか。現行法をそのまま適用すると不合理な結論になる事例がある以上、犯給制度の残された課題として、論点にいれてもらいたい

（１６）７２番　医療の現物給付

【論点として検討されたい】

犯給金の仮給付だけでなく、このような制度を導入して欲しい。医療等の現物給付は重要である。

（１７）８２番

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

多様な被害者が利用できる設備や使い勝手が良くなるようそういった取り組みを促すように検討したい等の記載にできないか。

（１８）８９番　国外犯（資料３の２４、２５番、資料４－２の５４番、８９番）

【論点として検討されたい】

資料３の２４，２５参照

（１９）９３番

経費については意見なし。

【論点として検討されたい】

預保納付金についても、犯給制度の財源として検討されたい。

（２０）９５番　心理支援加算

【案文検討されたい】

検討しているなら、検討している旨案文に書いてはどうか。

（２１）９６番　公認心理士研修

【案文検討されたい】

検討しているなら、検討している旨案文に書いてはどうか。

（２２）９７番　PTSD 研修

【論点として検討されたい】

論点３の研修の充実の問題でもある。弁護士の受講も含め、受講の範囲を拡大することを論点として検討されたい

（２３）１０３番

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

「困難」でできないではなく、専門職の配置が増えるよう努めていくという記載にできないか。

（２４）１１１番

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

裁判所に要望があることを伝える、適切な法廷設備の整備の対応を促す、といったこともできないか。

（２５）１２１番

【論点として検討されたい】

自治体にすべてを任せてしまうと自治体ごとで対応がバラバラになり、十分な配置がなされない自治体も出てきてしまう。国として一応の指針をしめすべきで、論点として検討できないか。

（２６）１４１番　性加害者の所在追跡

【論点として検討されたい】

被害者が１６歳以上の場合も、所在確認を実施できないか、検討を進めるものとされたい。

（２７）１６１番　ストーカー規制法

【論点として検討されたい】

資料３の８６番参照

（２８）１６２番　氏名変更

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

「困難」ではなく、事案に応じ、必要に応じ認められていると理解しているといった記載はできないか。

（２９）１８３番　マニュアル

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

「統一マニュアルの策定も含め」検討する旨の記載はできないか。

（３０）１８５番

【論点として検討されたい】

「死因究明について一元的に対応する専門家になる機関」の設置について海外の事例（アメリカ合衆国など）を調査することを含め、検討されたい。

（３１）１９６番

【案文検討されたい】　or　【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

資料３の１０８番参照

（３２）１９９番

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

「未送致事件を含め」引き続き、被害者等の意向を勘案しながら、適切な情報提供を行う旨言及して記載できないか。

（３３）２０９番

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

身上調書（いわゆる乙１）も、個々の検察官の判断により開示する場合があり得ることを記載できないか。また、本要望は、被告事件の終了後の確定記録に限った話ではない。むしろ第１回公判期日前の検察官に対する閲覧謄写申請の要望が強いと思われる。

（３４）２１２番　第１回期日前の裁判記録謄写

【論点として検討されたい】

「公判等に支障、関係者の名誉、プライバシーが侵害されるおそれがある」との指摘があるが、第１回期日前の記録は、起訴状のほか公判前整理手続調書などである。これらが、第１回期日後は上の指摘がなくなり、第１回期日前は上の指摘が当てはまるとは考えられないのではないか。第１回期日までは、主として、公判前整理期日の進捗について、口頭で検察官の説明を受けているが、記録を参照できた方がより、充実して説明を受け、被害者参加の準備を行うことができる。改正の必要性検討のため、論点とされたい。

（３５）２１３番

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

刑事手続のＩＴ化、記録のデータ開示によっても運用が変わり得るので、その点に言及する記載にされてはどうか。

（３６）２２５番　託児関係

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

例えば、東京地検被害者支援室では、聴取出頭の日当として、利用料相当額を交付しつつ、霞が関の託児所を案内していると承知しているが、こうした例を記載することができないか。

（３７）２２６番　控訴審での意見陳述

【論点として検討されたい】

平成２５年１月～平成２６年７月の意見交換会の議論が紹介されているが、１０年以上経過しており、改めて、控訴審での被害者による意見陳述を論点として検討してよいのではないか。

（３８）２２９番

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

被害者通知を受けていないけれども、制度ができたことを知れば利用したいと思う人に、どのようにリーチするかについて、政府広報の利用も含め、検討はされたい。

（３９）２３１～２３２番　執行段階における心情聴取伝達制度

【論点として検討されたい】

執行段階における心情聴取伝達制度（２３０）が論点として取り上げられるので、２３１、２３２も合わせて取り上げられたい。

（４０）２３３～２５４番　医療観察制度

【論点として検討されたい】

医療観察法は犯罪被害者等基本法より１年前に成立したので、被害者や遺族に対する配慮がない。昨今の充実に合わせて底上げをして、法律の目的から抜本的に見直すべきである。

２３４、２４３、２４５、２５０、２５１だけ、論点に「◎」が付されているが、資料６に挙げられた参加・心情意見陳述・情報提供の３つは、例示と理解している。「医療観察制度における被害者支援の拡充」として、包括して取り上げられたい。

なお、必要に応じて実態調査も行われたい。医療観察の申立ては、検察官（法務省）で行っているはずであり、事例調査は、日弁連へ照会をするなど調査の方法はあるはずである（要望事項３７５参照）。

（４１）２７１番

【案文検討されたい】

施策の充実に努めるということについて、基本計画に記載できないか。

（４２）２７６、２８５、２８８番

【論点として検討されたい】

資料６の３に論点として含まれるのではないか。

（４３）２９６番

【「現時点での関係府省庁の考え方」修文を検討されたい】

弁護士会において苦情窓口等があり、弁護士会において周知されている。必要に応じ、ウェブサイトの確認又は照会の上、その旨言及するのがよいのではないか。

（４４）３３０番

案文検討に際し、男性の性被害の被害者も少なくないことに留意した記載にされたい。

（４５）３３３、３３６番

【論点として検討されたい】

被害者にとっては、極めて重大な問題である。盗撮やリベンジポルノの場合に、ＩＨＣが確認できないとのことであるが、警察から通知を受ける等の方法もとれるのではないか。

以　上